

お知らせ

2019年4月3日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所3，4号機の原子炉設置変更許可をいただきました
— 特定重大事故等対処施設の設置に係る許可 —

当社が、2017年12月20日に原子力規制委員会に申請しました、玄海3，4号機の特定重大事故等対処施設^{*}に係る原子炉設置変更許可申請につきまして、本日、同委員会より許可をいただきましたのでお知らせします。

当社は、引き続き、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参 考) 玄海原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る申請経緯

2017年12月20日 原子炉設置変更許可申請

2018年11月8日 原子炉設置変更許可申請に係る補正書を提出

2019年2月26日 原子炉設置変更許可申請に係る補正書を提出

以 上

※特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。